

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 採用（応募）案内にみる「雇用条件」と「雇用契約書」 (一)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 採用（応募）案内にみる「雇用条件」と「雇用契約書」 (一)

#### 採用（応募）案内にみる「雇用条件」と「雇用契約書」 (一)

昨今、ブラック企業、ブラックバイトと呼称される企業が横行しています。平成26年には、厚生労働省もブラック企業の実態調査に乗り出しました。しかし、減少する気配はありません。特に「賃金・休日休暇・労働時間」は労働条件の中心をなすものであり、生活・健康に直接影響を与える重要な労働条件です。

労働法（労働基準法）には、採用条件の説明や案内と実際の「雇用契約書」の相違をなくすため、一定の労働条件については書面で明示しなければならないと規定しています。応募する労働者は、採用案内のみにとらわれ、雇用契約書の内容を見落としがちで、また、その違いに気づいても、まさか採用案内がウソとは思わないし、疑問があっても特段説明を求めることもなく「雇用契約書」にサインしているのが実態です。

「採用（応募）案内書」は、会社のまったくの私的文書であり、法的裏付けや法的効力があるものではありません。

法的効力が伴うのは「雇用契約書」です。

したがって、雇用契約書にサインすれば、その契約書の条件で採用されたということになります。

通常、応募（採用）条件と雇用契約書の内容は一致するのが常識と判断しますが、ブラック企業と称される会社や、そこまでではないにしても会社有利な雇用契約書の締結を求め、採用説明（案内）と違う条件を雇用契約書に規定している会社も横行しています。

このような会社の大多数は、そこに労働組合がなく、会社の好き勝手な労務管理や労働条件で労働者を働かせることができる環境にあります。

もちろん、労働組合があっても名前だけという、会社にコントロールされる労働組合もありますから、労働組合があるから絶対大丈夫とは言えませんが、しかし、労働組合が有る場合は、労働組合との協議の中で、労働条件や待遇が決定されますから、個別雇用の個別労働条件による労働契約ではなく、多くの労働者の眼にさらされますから、採用条件と労働契約書が違う等の問題は基本的に起こりません。

したがって、労働組合があるかないかも採用前にチェックしておく必要があります。

場合によっては、その労働組合に立ち寄って、説明を受けることも間違わない対策です。

労働者は、新たに採用や応募をし、雇用契約書を締結するためには、最低限度の知識（採用における法的根拠）を持っておくことが必要です。

#### 書面により交付が義務付けられている労働条件（労基法第15条、施行規則第5条）

1. 労働契約の期間に関する事項。
2. 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項。
3. 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項。
4. 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項（臨時に支払われる賃金、退職手当は除外）。
5. 退職に関する事項（解雇の事由を含む）。

#### その他、明示が必要な労働条件

1. 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く）、賞与及び第8条に各号に掲げる賃金並びに最低賃金に関する事項。
  2. 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項。
  3. 安全及び衛生に関する事項。
  4. 職業訓練に関する事項。
  5. 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項。
  6. 表彰及び制裁に関する事項。
  7. 休職に関する事項。
- 以上が規定されています。

このような内容は、採用（応募）案内パンフレットには大方記載されていますが、実際に「雇用契約書」を締結する段階となり、雇用契約書へのサインを求められる段階になると、何故がその内容が脱落していることがあります。

1. 場合、雇用契約書の締結後、1社当日に締結するものが多く、時間的全容を与えず、内容の精査をほとんどに

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

しかならない場合もあるが、人は自由に移動できることが、労働者の権利である。労働者は自由に移動できるという場面となります。

もちろん、書面による交付さえもない法違反の契約書が横行しています。

(二) で事例を上げます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.